

令和7年6月24日

保護者の皆様へ

三島市教育委員会
三島市立山田小学校

社会状況の変化による学校の対応について

～保護者の皆さまに御理解・御協力いただきたいこと～

子供を取り巻く社会の状況が、日増しに多様化・複雑化する中、そこで起こる問題への指導や対応は年々難しくなっており、学校教育だけでは対応できない状況があります。こうした中、学校に求められる役割、保護者の果たすべき役割、また責任も変化してきていますが、児童生徒が健全に成長できる環境を整えていくことは、わたしたち大人の役割でもあります。学校と保護者、地域が手を取り合い「関係機関」の連携・協力も得ながら、子供たちの健やかな成長を支えたいと思います。



つきましては、以下の点について、保護者の皆様の御理解と御協力をお願いします。

問題行動やいじめの解決に向けて警察と連携することがあります。

【いじめの定義】

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。（「いじめ防止対策推進法」第2条）

問題行動の発生件数やいじめの認知件数は依然として相当数あり、その内容や質的な変化も心配されます。上記いじめの定義に従い「社会で許されることは学校でも許されない」という毅然とした指導の必要性が求められており、内容によっては校内だけでなく、関係専門機関との連携を図るなど、問題行動やいじめの解決に向けた学校の取組も変わってきています。

令和5年2月に文部科学省から「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について」の通知が出されました。その中で、学校と警察には、児童生徒の健全な育成の観点から、日常的に情報共有や相談を行う連絡体制が求められました。そのため、学校は、児童生徒の命や安全を守ることを最優先に考え、警察等に相談・通報を行うことがあることを御理解ください。

事例	刑法
ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。	暴行（刑法第208条）
感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてけがをさせる。	傷害（刑法第204条）
断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。	恐喝（刑法第249条）
ゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。	強要（刑法第223条）
インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。	名誉毀損、侮辱（刑法第230条、231条）
同級生の裸の写真・動画をSNS上のグループに送信して多数の者に提供する。	児童ポルノ提供等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第7条）

出典：文部科学省「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について」より抜粋

虐待が疑われる場合は、福祉関係機関に連絡することがあります。

すべての国民には児童虐待を発見した場合には速やかに通告をすることが義務付けられています（児童虐待の防止等に関する法律第6条）。また、学校の教職員は、虐待が疑われる場合には当該者の情報を速やかに提供するよう努めなければならない（児童福祉法第21条の10の5）とされているため、以下の点について御理解・御協力をお願いします。

- 児童生徒に不自然なあざやケガを発見したとき、学校は保護者に事情を確認させていただきます。
- 児童虐待の疑いが強いと考えられるケースでは、学校は保護者の同意を得ずに、福祉機関等に連絡し、連携を図り対応します。
- ケースによっては、児童相談所が児童生徒を一時保護する場合もあります。

スマートフォン・インターネット等に係る使用(トラブル)は、原則、保護者の指導と責任での対応をお願いします。

近年、児童生徒がパソコンやスマートフォン等を通じて、インターネットを利用する中で、犯罪に巻き込まれるケースや知らず知らずのうちに、罪を犯してしまっているケースが年々増加しています。SNS等における不適切な書き込みや、不特定の人と連絡が可能なサービスの悪用によって、問題行動につながる事例も後を絶ちません。

中には、児童生徒が法律や刑罰法令に抵触するおそれがある行為に加担してしまうケースもあり、大きな社会問題となっております。

学校では、通信会社やアドバイザーによる出前講座、警察による入学説明会などを通じて指導を行っておりますが、スマートフォンやインターネット等に係るトラブルについては、原則として、保護者の指導と責任のもとで対応していただきますようお願いいたします。

また、SNS等を利用したトラブルや犯罪被害など、学校の対応の範囲を超える事案については、速やかに警察等の関係機関へ御相談いただきますよう、併せてお願いいたします。

なお、総務省より発行されている「インターネットトラブル事例集」では、実際のトラブル事例が紹介されています。トラブルに巻き込まれないためにも、お子様と一緒に確認し、話し合いの機会をもっていただければ幸いです。

【総務省「インターネットトラブル事例集（2025年版）】

https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/trouble/



総務省
インターネットトラブル事例集

不審者情報は警察へ連絡してください。

毎年、児童生徒の登下校における不審者や声かけ等の情報が、学校や教育委員会に寄せられます。児童生徒の安全を第一に考える観点から、まず、警察への連絡をお願いします。学校や教育委員会でも児童生徒の安心安全を第一に考え、対応させていただきます。

また、静岡県警察防犯アプリ「どこでもポリス」や市民メール配信（みしまるホッとメール）への登録もよろしくお願いします。

【三島警察署】 連絡先 055-981-0110

【みしまるホッとメール】

<https://www.city.mishima.shizuoka.jp/iph009218.html>

【静岡県警察防犯アプリ】

https://www.pref.shizuoka.jp/police/kurashi/bohan/dokodemo_police.html



みしまるホッと
メール



静岡県警察防犯
アプリ